

生活支援資金（緊急）貸付実施要項

1 目 的

この要項は、財団法人石川県教職員互助会貸付規程第2条第2項の規定に基づき、会員の生活支援を目的として実施する生活支援資金（緊急）貸付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸付要件

会員が平成21年6月期の期末・勤勉手当の一部凍結により住宅等のローン返済や教育費等のために資金を必要とする場合

3 貸付金額

10万円を限度に1万円単位の額

4 利 息

無利子

5 償 還

- (1) 償還回数は1回1万円単位で希望回数とし、毎回の償還金額は同じ額とする。
- (2) 貸付日の属する月の翌月から償還回数に応じた償還額を当該月の月末（以下「償還期限」という。）までに納付書により償還しなければならない。
- (3) 毎月の償還期限までに償還しない場合には、償還期限の翌日から償還をする日までの日数に応じ年5.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。
- (4) 遅延利息の額が100円未満である場合は支払を要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

6 申込手続等

- (1) 貸付日は平成21年6月から平成21年8月の各月の25日（土日祝日にあたる場合は、前日）とする。
- (2) 貸付申込期限は、原則として、貸付を希望する月の20日（土日祝日にあたる場合は、前日）までとする。
- (3) 貸付けを受けようとする者は、別紙様式第1号により、所属所長を経て理事長に申し込むものとする。
- (4) 理事長は、貸付けの申込みを受けたときは、これを審査し適当と認めるときはこれを決定し、申込人名義の預金口座に振込むものとする。
- (5) 申込人が貸付決定の通知を受けたときは、速やかに別紙様式第2号の借用証書を理事長に提出しなければならない。

この要項は、平成21年6月1日より施行する。